

1丁		裁判所		年号	出生地	現住所	本籍
年	月	日	事				
〃	六一	〃	六〇	〃	〃	五五	
〃	四	〃	四	〃	四	三	
〃	一二	〃	一	〃	一	三一	
札幌簡易裁判所	判事に補する	兼ねて札幌家庭裁判所	判事に補する	東京地方裁判所	判事補に任命する	上智大学法学部卒業	
札幌簡易裁判所	判事に補する	兼ねて札幌家庭裁判所	判事に補する	札幌地方裁判所	判事補に補する	司法試験第二次試験合格	
最高裁判所	内閣	〃	最高裁判所	内閣	〃	司法試験管理委員会	
						最高裁判所	
						昭和三十三年一月五日	
項		氏名		年月日		秋吉仁美	
序名		昭和三十三年一月五日		昭和三十三年一月五日		昭和三十三年一月五日	

3丁			裁判所					年号	月	日	事項	名
平成	八	一	平成	一〇	四	一	司法修習所教官に充てる				裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる簡易裁判所判事につき任期終了	
一	一	一	一	一	一	一	平成十一年度司法試験（第二次試験）	平成十一年度司法試験（第二次試験）	平成十一年度司法試験（第二次試験）	平成十一年度司法試験（第二次試験）	平成十一年度司法試験（第二次試験）	平成十一年度司法試験（第二次試験）
二	一	二	一	一	一	一	平成十二年度司法試験（第二次試験）	平成十二年度司法試験（第二次試験）	平成十二年度司法試験（第二次試験）	平成十二年度司法試験（第二次試験）	平成十二年度司法試験（第二次試験）	平成十二年度司法試験（第二次試験）
三	一	二	一	一	一	一	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	任期は平成十一年十二月三十一日までとする
四	一	二	一	一	一	一	命する	命する	命する	命する	命する	命する
五	一	二	一	一	一	一	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	任期は平成十一年十二月三十一日までとする	任期は平成十一年十二月三十一日までとする
六	一	二	一	一	一	一	平成十三年度司法試験（第二次試験）	平成十三年度司法試験（第二次試験）	平成十三年度司法試験（第二次試験）	平成十三年度司法試験（第二次試験）	平成十三年度司法試験（第二次試験）	平成十三年度司法試験（第二次試験）
七	一	二	一	一	一	一	司法研修所教官に充てることを解く	司法研修所教官に充てることを解く	司法研修所教官に充てることを解く	司法研修所教官に充てることを解く	司法研修所教官に充てることを解く	司法研修所教官に充てることを解く
八	一	二	一	一	一	一	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了
内閣			最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省

秋吉仁美

5丁

		裁判所		年号	月	日	事項	序名
平成二五	四	一一	横浜地方裁判所判事に補する					
二四	六	二四	東京家庭裁判所判事に補する					
二六	一	二四	部の事務を総括する者に指名する					
二八	九	八	部の事務を総括する者に指名する					
二二	二五	一六	東京高等裁判所判事に補する	法務省	法務省	法務省		
		二四	法制審議会臨時委員に任命する					
		一六	裁判所職員総合研修所教官に充てる					
		八	東京高等裁判所判事に補する					
		四	裁判所職員総合研修所長に補する					
		二二	裁判所職員総合研修所教官に充てることを解く	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所		
		二二	さいたま家庭裁判所判事に補する	法務省	法務省	法務省		
			さいたま家庭裁判所長を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所		

秋吉仁美

6丁